

石狩市が所管する道路及び河川における災害時の協力体制に関する協定

石狩市（以下「甲」という。）と石狩市道路維持事業協同組合（以下「乙」という。）は、石狩市内で災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民の生命及び財産を守るための必要な連携・協力の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、豪雨、豪雪、暴風その他の異常な自然現象及び事故その他の人為的な現象に起因する災害時において、甲が所管する道路及び河川の被害状況の把握及び応急対策等を円滑に進め、被害の拡大防止と被災施設等の早期復旧を図ることを目的とする。

（内容）

第2条 協力内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）情報連絡網の構築・共有
- （2）協力体制の構築・共有
- （3）資機材保有状況の報告
- （4）施設等の被害状況の把握に係る業務対応
- （5）応急対策等に係る業務対応
- （6）その他必要と認める業務対応

（連絡体制の構築）

第3条 甲及び乙は、第2条第1号及び第2号に基づき、それぞれ災害時における情報連絡網及び協力体制を構築し、相互に共有するものとする。その際、乙は、乙の組合員についても、協力体制を構築するものとする。

- 2 乙は、第2条第3号に規定する組合員の資機材の保有状況を把握し、甲に連絡するものとする。
- 3 前項による連絡等は、この協定の締結後直ちに行うものとする。また、第9条に基づく更新の際は、毎年4月末日までに行うものとする。
- 4 この協定に関する連絡責任者は、甲においては石狩市総務部長、乙においては石狩市道路維持事業協同組合専務理事とする。なお、連絡窓口は、連絡体制表（別記第1号様式）により双方通知するものとし、変更があった場合についても同様とする。

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時に第2条第1項第1号、第2号及び第3号について、最新の情報を共有するため協力が必要と判断した場合は、乙又は乙の組合員に対し、口頭又は書面にて要請することができる。

- 2 甲は、第2条第1項第4号、第5号及び第6号の内容について、協力が必要だと判断した場合は、乙又は乙の組合員に対し、口頭又は書面をもって要請することができる。

(乙の組合員に対する通知)

第5条 乙は、甲から第4条第1項及び第2項の規定による協力要請があった場合には、直ちに乙の組合員に対して、その旨を通知するものとする。

(契約の締結)

第6条 甲は、第4条第2項による業務を乙の組合員に実施させることとした場合は、乙と遅滞なく必要な契約を締結するものとする。

(他の協定等との関係)

第7条 この協定は、甲及び乙又は乙の組合員が既に締結している他の協定等に基づく応援を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、適宜必要な訓練を実施するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の期間は、締結の日から平成31年3月31日までの期間とし、双方の申し出がない限り、毎年度更新するものとする。

(細目協定)

第10条 この協定に規定するもののほか、実施に関する必要な事項については、甲乙間で別に細目協定を締結することができる。

(その他)

第11条 この協定に規定のない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年9月4日

甲 石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市長 田岡克介

乙 石狩市花川北6条5丁目2番地

石狩市道路維持事業協同組合

代表理事 藤田靖則